

小樽市の事業者（飲食店等）の 皆さまへのお願い ※措置期間延長分

国による緊急事態宣言が延長され、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、道では、小樽市内の飲食店等に対して休業等の要請を継続することを決定しました(※)。

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法律第24条

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。
変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

■要請期間（延長分） 6月1日(火)から6月20日(日)まで

※ 5月16日から31日までの期間の要請内容と変更はありません

■対象施設(※1)(※2)

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

※1 対象施設については、要請期間の前日（5月15日）時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設が対象です。

※2 従来から午後8時までに閉店しており、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供しない施設は、本支援金の対象外となります。

■要請内容

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等	休業	・感染防止対策(裏面に記載)の実施
上記以外の飲食店等 (宅配・テイクアウトを除く)	営業時間短縮 (営業時間は5～20時) (※3)	・業種別ガイドラインの遵守
要請期間	令和3年6月1日（火）から6月20日（日）まで（20日間）(※4)	

※3 従来から午後8時を超えて営業している場合は、営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめれば、本支援金の対象となります。

※4 期間中の全日において協力をいただいた場合に支援金の対象となります。

支援金の申請について

■申請受付期間

令和3年6月21日(月)から令和3年8月31日(火)(消印有効)

■支援金の単価（1店舗1日当たり）

●売上高方式（中小企業、その他法人、個人事業主が選択可）

「1日当たりの売上高」（※1）×0.4

・下限額：4万円、上限額：10万円

計算の結果が、下限額を下回った場合は、下限額となります。

●売上高減少額方式（大企業、中小企業、その他法人、個人事業主が選択可） （「1日当たりの売上高」

－「令和3年の1日当たりの売上高」（※2））×0.4

・上限額：20万円

※1：「1日当たりの売上高」は「令和元年又は令和2年6月の売上高」÷30日で算出します。

※2：「令和3年の1日当たりの売上高」は「令和3年6月の売上高」÷30日で算出します。

（売上高は、飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税は除く）のみで計算します。）

■申請方法

郵送にて受付。

※申請の詳細については、小樽市のホームページでご確認ください。

次の感染防止対策を実施してください

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止
（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)<https://corona.go.jp/prevention/>



○令和3年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■休業等に関するお問い合わせ

電話番号 011-350-7377（8:45から17:30まで）

（6月は土日も対応。7月1日以降は平日のみ）

■北海道ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>

■小樽市ホームページ

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021051300053.html>